

生活保護法に係る 介護扶助について

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課

生活保護(介護扶助)について

- 第1 生活保護のあらまし
- 第2 介護扶助について
- 第3 介護報酬の請求について
- 第4 指定介護機関の指定について
- 第5 その他

第1 生活保護のあらまし

1 生活保護の目的(生活保護法第1条)

○最低生活の保障

国民の生存権を保障した憲法に規定する理念に基づき、困窮の程度に応じ、必要な保護を行う。

○自立助長

生活の保障のみならず、自立の助長を図る。

2 生活保護制度の基本原則

①無差別平等の原理(法第2条)

全ての国民は、法の要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができる。

②最低生活保障の原理(法第3条)

法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない。

③補足性の原理(法第4条)

保護は、生活困窮者が、利用しうる資産、能力等を最低限度の生活維持のために活用することを要件とする。

⇒他法活用(他法優先)

3 保護の要否(法第8条)

厚生労働大臣が定める基準(全国6つに分類)によって最低生活費を計算し、これと収入とを比較し、収入だけでは最低生活費に満たない場合に保護が必要と判断され、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われます。

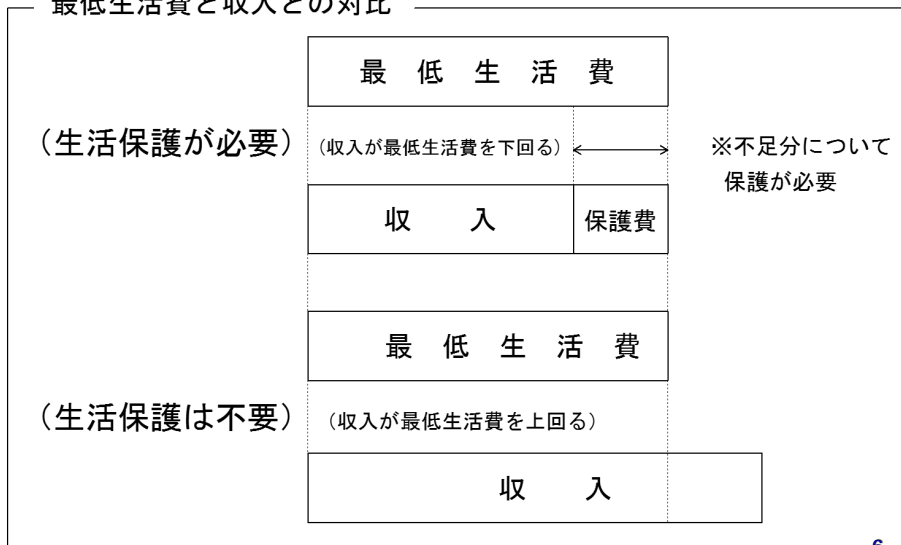
4 生活保護の種類

被保護者に対する保護の給付は、生活需要を種類ごとに分類した「扶助」により行われます。

| | | |
|-----------------------|------|--------------------------|
| 扶 助 の 種 類 | 生活扶助 | 衣食その他日常生活費、各種加算(介護保険料含む) |
| | 住宅扶助 | 家賃、地代、補修費用等 |
| | 教育扶助 | 義務教育に伴って必要な学用品、学校給食費用等 |
| | 介護扶助 | 介護サービスに必要な費用 |
| | 医療扶助 | 医療に必要な費用(治療費と移送費) |
| | 出産扶助 | 出産に要する費用 |
| | 生業扶助 | 就労に必要な技能修得の費用等 |
| | 葬祭扶助 | 葬儀などに要する費用 |

最低生活費と収入との対比

最低生活費と収入との対比



5 生活保護の実施機関

生活保護は、知事及び市長が、福祉事務所にその決定、実施に関する事務を委任して、所管区域内に居住地又は現在地を有する保護を必要とする方に対して、申請に基づいて実施します。

- 市については、各市福祉事務所
(※熊本市は各区の福祉事務所)
- 町村については、県福祉事務所

第2 介護扶助について

1 介護扶助の範囲(法第15条の2)

- 1) 居宅介護
- 2) 福祉用具
- 3) 住宅改修
- 4) 施設介護
- 5) 介護予防
- 6) 介護予防福祉用具
- 7) 介護予防住宅改修
- 8) 介護予防・日常生活支援
- 9) 移送

2 介護扶助の対象者

| | |
|--|---------|
| 65歳以上の生活保護受給者 | 第1号被保険者 |
| 40歳以上65歳未満の医療保険加入の生活保護受給者で、特定疾病により要介護状態等にあるもの | 第2号被保険者 |
| 40歳以上65歳未満の医療保険未加入の生活保護受給者で、特定疾病により要介護状態等にあるもの | 被保険者以外 |

3 介護扶助の方法(法第34条の2)

介護扶助を申請する場合は、保護申請書の一般的記載事項のほか、介護保険の被保険者たる資格の有無、その他参考事項を記載したうえ、居宅介護支援計画等の写し(居宅介護等を申請する場合に限る)を添付し、福祉事務所長に提出する。

生活保護法指定介護機関の指定を受けた介護機関に委託して行う

介護扶助の決定

- 居宅介護等の介護扶助の程度は、介護保険法に定める支給限度基準額の範囲内。
- 支給限度基準額を超える介護サービスについては、利用者の全額自己負担となることから利用は止めること。
- 介護扶助を適用すべき期日は、原則として、保護申請書または保護変更申請書の提出があった日以降において介護扶助を適用する必要があると認められた日。

※特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅補助により入居できる額

4 指定介護機関の義務

- ①介護方針及び介護報酬については、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例、指定介護機関担当規程、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬によること。
- ②指定介護機関は、生活保護受給者の介護について、知事(熊本市にあっては市長)の行う指導に従うこと。
- ③知事(熊本市にあっては市長)は必要に応じ、介護内容について報告を求め、又は実地に検査を行うことがあること。
- ④変更、休止、再開、廃止、辞退等変動があった場合は、所在地を所管する福祉事務所を經由して届出を行うこと。

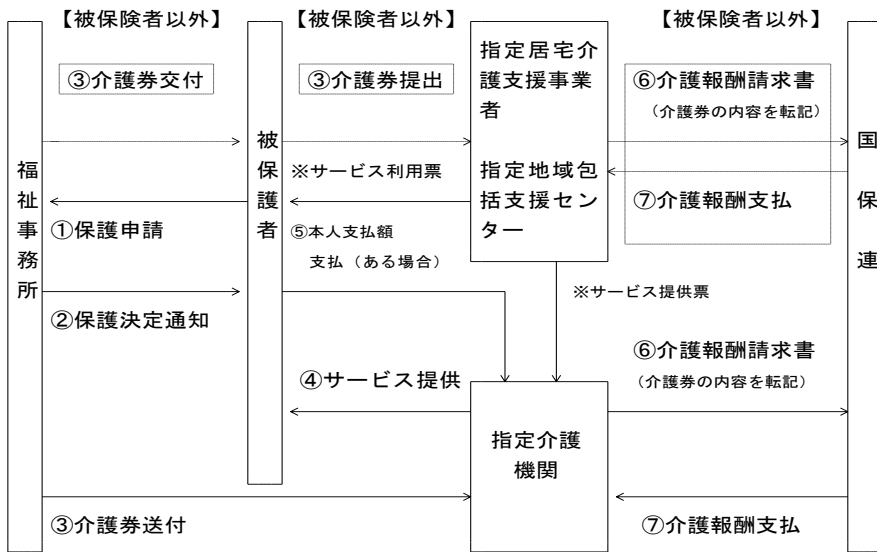
5 介護扶助と介護保険給付の費用負担関係 (介護保険の対象となる費用について)

| | | |
|------------------------------------|----------|---------|
| ①第1号被保険者 (65歳以上) | 介護保険9割 | 介護扶助 1割 |
| ②第2号被保険者 (40歳～65歳未満の医療保険加入者) | 介護保険9割 | 介護扶助 1割 |
| ③被保険者以外の者 (40歳から65歳未満の医療保険未加入者) | 介護扶助 10割 | |

※施設入所者の食費等については、介護保険では給付対象外ですが、介護扶助では支給対象となります。
(被保険者については負担限度額までの支給となるため、介護保険での食費等負担限度額認定の手続き(居宅のショートステイ利用も同様)等が必要です。
デイサービス等の食費は、自己負担になります。

※介護券に「本人支払額」(月額)の記載がある場合は、介護機関は本人からその額を徴収し、差額を介護扶助として請求します。

第3 介護報酬の請求について



[注意事項]

介護券による介護報酬は、保険請求と公費請求(介護扶助)の区分を明確にして国保連に請求してください。

公費負担者番号、公費受給者番号の記載ミス、漏れに注意してください。

「⑤本人支払額」とは、介護券に記載してある金額(記載がある場合のみ徴収)を利用者が利用介護機関へ支払うこととなります。

なお、本人支払額は、1円単位となります。

第4 指定介護機関の指定について

平成26年7月1日施行の改正生活保護法により、生活保護法の指定介護機関の指定方法が変更になりました。

- 平成26年7月1日以降に介護保険の指定又は開設許可を受けた場合、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたとみなされます。(ただし、申出書の提出によって、指定を不要とすることができます。)
- 平成26年6月30日までに介護保険の指定又は開設許可を受けた場合、生活保護法の指定介護機関の指定を受けるためには、指定申請書の提出が必要となります。

- 平成26年6月30日までに生活保護法の指定介護機関の指定を受けている場合、平成26年7月1日以降も、改正法によって、指定を受けたとみなされます。

※介護保険法の指定と生活保護法の指定の両方必要です。
 ※事業所の変更、廃止、休止等があった場合は、各届書の提出が必要となる場合があります。

詳しくは、管轄の福祉事務所にお問い合わせください。
 申請様式は、県庁ホームページにも掲載しています。

第5 その他

1 障害者施策と介護扶助の関係(他法優先)

○介護保険の被保険者については、介護保険給付及び介護扶助が優先されます。

ただし、介護保険制度による居宅サービスのうち、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション(医療機関により行われるものに限る。)に係る自己負担額について、自立支援医療(更生医療)が介護扶助に優先適用。介護予防も同様。

○40歳～64歳の被保険者以外の要介護(要支援)者については、障害者施策(障害者総合支援法等)が優先されます。福祉用具給付・住宅改修についても同様です。

2 福祉用具等の給付方針について

○原則として指定特定福祉用具販売事業者又は指定特定介護予防販売事業者から購入する福祉用具であること。

○福祉用具等の種目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年3月31日付け厚生省告示第94号)に規定する種類の福祉用具であること。

○介護保険の被保険者以外の者にあつては、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第2号の規定に基づく日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与を受けることができない場合であること。

福祉用具等の給付方法

○被保護者の申請に基づき、購入予定の福祉用具が給付方針の対象か否かをカタログ等により種目を確認のうえ、給付を決定し、原則として金銭給付の方法により被保護者へ直接支給されます。

○介護保険の被保険者は、領収書等により保険給付の申請をしていただき、償還払いによる保険給付があったときは、生活保護法第63条の規定により返還していただくことになりません。

<生活保護法第63条>

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

3 住宅の改修等の給付方針について

住宅改修等の範囲は、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成11年3月31日)付け厚生省告示第95号)に規定する種類の住宅改修であることが必要です。

被保護者の申請に基づき、着工予定の住宅改修の費用が上記の対象か否かを工事費見積書等により給付が決定され、原則として金銭給付の方法により支給されます。

住宅改修等の給付方法

介護保険の被保険者については、介護保険の事前申請が必要な場合には、事前申請手続きを行った上で介護扶助の申請を行う必要があります。

また、改修が行われた後、領収書等により保険給付の申請手続きを申請していただき、償還払いによる保険給付があったときには、生活保護法第63条の規定により返還していただくこととなります。